

<概要版>

# 川崎町

## 第4期障がい者計画・ 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立し、  
生きがいを持った生活ができる川崎町



令和6年3月

川崎町

# 第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画の概要

## 背景

当町においては、障がいのある人やその家族による相談も複合化・多様化し、介護分野などを含めた関係機関の連携・協力による包括的な相談対応や、日常生活や社会生活全般にわたるきめ細かな支援、さらに、障がいのある児童については、地域の母子保健、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障がいのある児童とその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供する地域支援体制の構築が求められています。

本計画は、行政と町民、関係団体、関係機関が一体となって推進するための指針として策定したものであり、本計画の着実な推進によって障がいのある人の地域生活支援をより一層充実するとともに、障がいの有無にかかわらず自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくための計画として策定したものです。

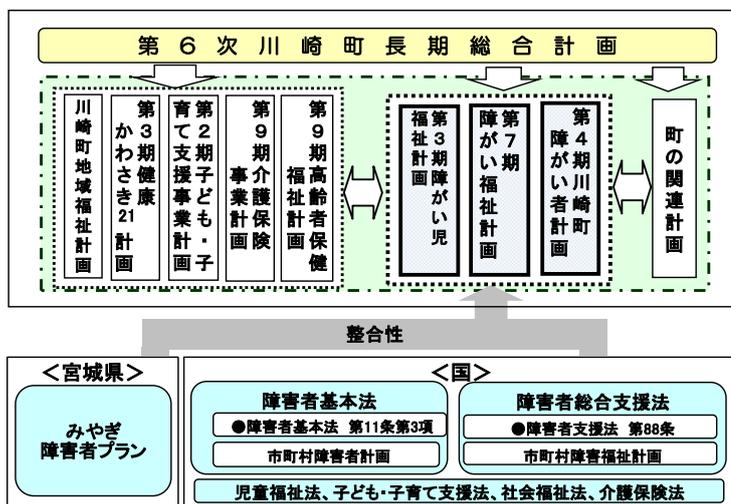
## 期間

本計画は、第4期障がい者計画が令和3年度から令和8年度までの6か年間と第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画が令和6年度から令和8年度までの3か年間の計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
川崎町第4期障がい者計画 (令和3年度～令和8年度)						川崎町第5期障がい者計画 (令和9年度～令和14年度)		
第6期障がい福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第7期障がい福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			第8期障がい福祉計画 (令和9年度～11年度)		
第2期障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第3期障がい児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			第4期障がい児福祉計画 (令和9年度～11年度)		

## 計画の位置づけ

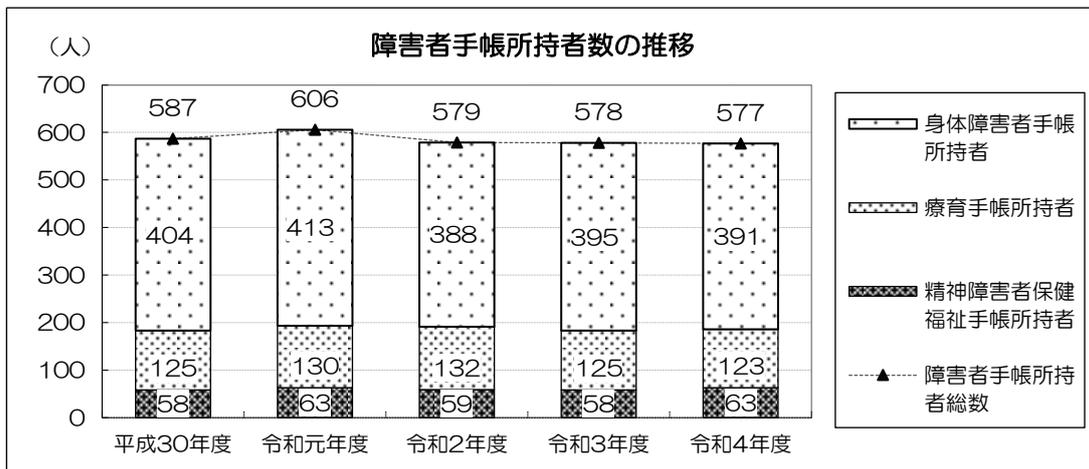
本計画は、国の「障害者基本計画」や県の「みやぎ障害者プラン」を踏まえるとともに、町の上位計画である「第6次川崎町長期総合計画」の障がい者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、町の関連計画との整合・調整を図りながら策定したものです。



# 川崎町の障がい者の状況

## 障害者手帳所持者数の推移

当町の障害者手帳所持者数は、近年では600人前後で推移しており、令和4年度末現在では577人となっています。平成30年度から令和4年度にかけての推移をみると、身体障害者手帳所持者が13人(3.2%)の減少、療育手帳所持者は2人(1.6%)の減少に対し、精神障害者保健福祉手帳所持者は5人(8.6%)の増加となっています。



## 第4期障がい者計画の基本理念・基本目標と主な施策

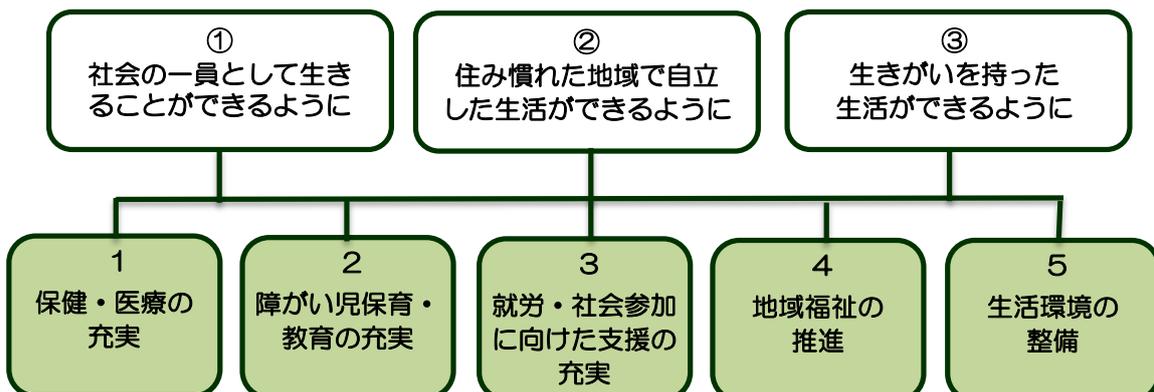
本計画においては、障がいのある人も障がいのない人も同じように普通の生活ができるノーマライゼーション理念の実現に努めるとともに、障がいのある人が社会の一員として、住み慣れた地域で自立し、生きがいを持って生活できる地域共生社会の町づくりに向けて、下記の基本理念を定めました。また基本理念の実現に向けて3つの基本目標を定め、関連する施策・事業の推進を図ります。

### 【基本理念】

障がいのある人が、  
住み慣れた地域で自立し、  
生きがいを持った生活ができる川崎町



### 【基本目標と主な施策】



## 第4期障がい者計画の主な施策

### 保健・医療の充実

#### 保健事業の充実

- 妊婦健康診査の充実
- 乳幼児健康診査・相談の充実
- 早期療育支援の充実

- 健康教育の推進
- 健康相談の充実
- 特定健康診査・保健指導、歯科保健指導の実施

#### 医療体制の充実

- 安心できる医療体制の確立
- リハビリテーション体制の整備

- 障害者医療費の助成
- 難病患者への支援



### 障がい児保育・教育の充実

#### 障がい児保育の充実

- 障がい児保育の充実

- 教育相談の充実

#### 障がい児教育の充実

- 就学支援・相談体制の充実
- 特別支援教育の推進

- 教職員の資質向上
- 進路指導体制の充実



### 就労・社会参加に向けた支援の充実

#### 障がいのある人の雇用拡大に向けた普及・啓発

- 法定雇用率の達成

- 企業に対する相談体制の充実
- 各種制度等の普及・啓発

#### 就労支援体制の強化

- 相談・助言体制の充実
- 雇用機会の提供

- 関係機関等との連携による就労支援の充実

#### 様々な活動への参加促進

- 社会参加に向けた配慮の推進
- スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 文化・芸術活動の推進
- 公共施設の利用促進



### 地域福祉の推進

#### 障がいのある人への理解促進

- イベント等を通じた取り組みの推進
- 小・中学校における福祉教育の推進

- 学校・家庭・地域における連携

#### ボランティア活動の推進

- ボランティア養成講座の充実

- ボランティア団体・NPO等の支援

#### 地域ぐるみの支援体制の整備

- 地域福祉計画の推進
- 団体間のネットワークの整備
- 当事者活動の育成・支援

- 成年後見制度利用の促進
- 包括的相談支援体制の構築



## 生活環境の整備

### 人にやさしいまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインの普及・啓発
- 公共施設などの整備・改善
- 道路・交通安全施設の整備

- 移動環境の整備
- ヘルプカードの普及推進



### 住まいの整備

- 公営住宅のバリアフリー化
- 各種制度の周知

- グループホーム等の確保

### 地域防災・安全対策の推進

- 防犯対策の充実
- 緊急時における避難支援体制の整備

- 防災意識の向上
- 自主防災組織の育成支援



### 【本計画とSDGs】

SDGsの17の目標（ゴール）のうち、障がいのある人に関連する課題解決のために、国主導で推進されている取組として以下の事項があり、本計画においても、これらの課題解決につながるよう各施策事業を推進していきます。

- 障害者雇用の推進（SDGs目標1「貧困をなくそう」、8「働きがいも経済成長も」）
- 合理的配慮の提供や教員研修の改善（SDGs目標4「質の高い教育をみんなに」）
- 差別解消の推進（SDGs目標10「人や国の不平等をなくそう」）
- バリアフリーの推進（SDGs目標11「パートナーシップで目標を達成しよう」）

## 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

### 基本的な考え方

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本的な考え方は、国の基本指針の基本理念を踏まえつつ、次の3つの基本方針のもとに、障がい福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保と相談支援の提供体制の確保、障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を定めるとともに成果目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画としています。

### 【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における成果目標】

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点における機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 発達障がい者等に対する支援
- 8 障がい福祉サービス等の質の向上





# 障がい福祉サービスの充実



## 訪問系サービス

### ○居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活に支障のある身体・知的・精神に障がいのある人を対象に、居宅において介護等を行います。

### ○重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

### ○同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がいのある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。

## 日常生活系サービス

### ○生活介護

常に介護を必要とする人に、障害者支援施設等の施設で、介護や創作的活動、生産活動の場を提供します。

### ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、訓練を行います。

### ○就労継続支援（雇用型・非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

## 居宅系サービス

### ○自立生活援助

障害福祉施設等から一人暮らしへの移行を希望する人に、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

### ○共同生活援助（グループホーム）

介護を必要とせず、就労しているかまたは自立訓練・就労移行支援事業等を利用している人を対象に、主に夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を行います。

## 指定相談支援サービス

### ○計画相談支援（サービス利用計画作成）

サービス利用について調整が必要な人に対して、サービス利用計画を作成します。また、利用者のニーズや解決すべき課題に対応する支援方針を基に、適切かつ一体的な支援を受けられるよう計画を作成します。

### ○行動援護

重度の知的・精神の障がいのある人、障がいのある児童が行動するときに、自傷、異食、徘徊などによる危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

### ○重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス利用計画」に基づいて、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

### ○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

### ○就労選択支援（新規）

障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスを行います。

### ○就労定着支援

就労移行支援等を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題解決に向けて、必要な支援を行います。

### ○療養介護

医療を必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

### ○短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護している人が病気などの理由で一時的に介護できない場合等に、短期間支援施設に入所することにより、支援を行います。

### ○施設入所支援

介護を必要とする身体・知的・精神の障がいのある人を対象に、入所施設において夜間を主として入浴・排せつ・食事の介護・生活等に関する相談、助言等の支援を行います。

### ○地域移行支援

施設や病院に長期間入所・入院している人が、地域生活に移行する際住居の確保や新生活の準備等の相談支援を行います。

### ○地域定着支援

単身で生活する障がいのある人や、地域生活に移行した長期入所者等に対し、常時連絡体制の確保を行い、相談等の支援を行います。

## その他の障がい福祉サービス

### ○自立支援医療

身体に障がいのある児童の生活能力を得るための医療（育成医療）、身体に障がいのある人の更生のための医療（更生医療）、精神に障がいのある人が入院しないで受ける医療（精神障害者通院医療）の提供を県と連携して行います。

### ○補装具費の支給

身体機能を補うため、継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費についての給付を行います。



## 地域生活支援事業



### 必須事業

#### ○理解促進研修・啓発事業

地域住民への働きかけを強化することにより、「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

#### ○自発的活動支援事業

自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

#### ○相談支援事業

- ・障害者相談支援事業
- ・基幹相談支援センター
- ・住宅入居等支援事業

#### ○地域活動支援センター事業

地域活動支援センター「仲間の家」への通所により創作活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流の促進を図ることにより、障がいのある人の地域生活支援に努めます。

#### ○日常生活用具給付事業

障がいのある方を対象に、自立生活支援用具等を給付します。

### 任意事業

#### ○自動車運転免許取得・改造費助成事業

障がいのある人が就労等の社会活動へ参加するために必要な自動車運転免許取得費用の一部を助成します。また、肢体不自由等身体に障がいのある人に対しては、自動車改造の費用の一部を助成します。

#### ○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる、知的または精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

#### ○成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

#### ○意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者または要約筆記奉仕員を派遣し意思疎通の円滑化を図ります。

#### ○移動支援事業

屋外での移動が困難な人を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を「白石陽光園」などで実施します。

#### ○手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流の場の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

#### ○日中一時支援事業

日中介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人や児童に対し、日中における活動の場を提供します。

#### ○回支援専門員整備事業

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、子どもや保護者が集まる施設・場への巡回や教室の開催等により、保護者と地域の支援者に対する助言等を行い、保護者の情緒面のサポート等包括的な支援環境を提供します。



# 障がい児福祉計画

## 児童福祉法に基づくサービス

### ○障害児相談支援

児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行います。

### ○放課後等デイサービス

小学校から中学、高校までの学校に通う障がい児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

### ○保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、児童が集団生活を営む保育所等の施設を定期的に訪問し、障がい児本人や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

## 子ども・子育て支援法に基づく支援

### ○早期療育体制の充実

乳幼児健康診査や相談活動等で支援が必要とされた乳幼児に対して、療育相談や指導など、早期療育体制を充実します。

### ○障がい児保育の充実

### ●障害児通所支援

#### ○児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適應訓練、その他必要な支援を行います。

#### ○居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適應訓練、その他必要な支援を行います。

#### ○医療型児童発達支援

### ●障害児入所支援

#### ○福祉型障害児入所支援

#### ○医療型障害児入所支援



### ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、就労等のために父母や祖父母が家にいない家庭の小学生について、遊びや生活の場を提供することで、仕事と子育ての両立および児童の健全育成を支援します。

## 計画の推進体制と進行管理及び評価

### ○庁内推進体制の確立

### ○国・県・近隣市町村との連携

### ○当事者団体等との連携

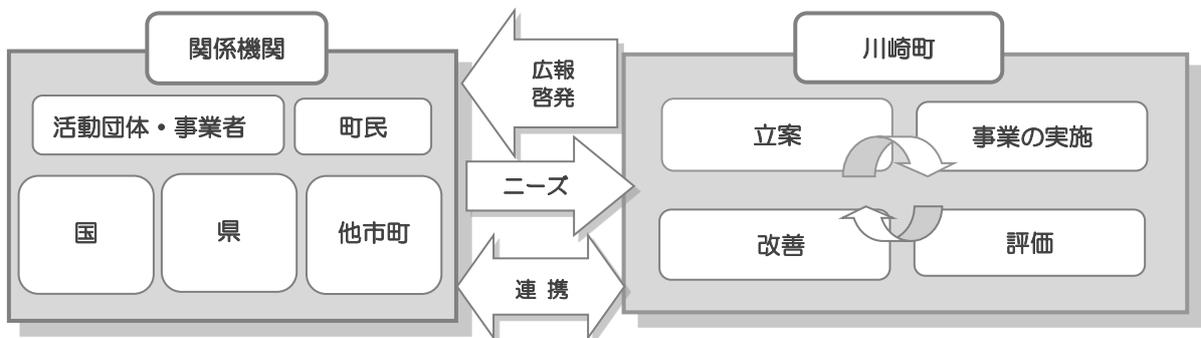
### ○計画の進行管理

### ○障がい福祉計画における見込み量の確保

### ○地域での障がい者理解を深めるための

啓発と地域の力の活用

### ○計画の評価・点検



### 川崎町 保健福祉課

〒989-1501 宮城県柴田郡川崎町大字前川字北原 23 番地 1  
TEL (0224) 84-6008 FAX (0224) 84-6090